

木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託
(包括的民間委託)
受託者募集要領

令和8年8月

木 更 津 市

本書「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）受託者募集要領（以下「募集要領」という。）」は、「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）」（以下「業務委託」という。）の受託者募集について、必要な事項を定めるものである。

応募を希望する者は、本要領に記載された民間事業者の役割を十分理解したうえで、この要領に沿って、業務委託の目的に合った条件で、応募資料の作成等を行なうものとする。

1 事業概要

市は、木更津下水処理場及び公共下水道各ポンプ場、地域汚水処理場等における施設の運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティー調達及び一部の修繕を包括的に委託するものとする。

(1) 事業名

木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）

(2) 履行場所

木更津市潮浜一丁目 19 番ほか 18 箇所

(3) 対象施設

対象施設は以下のとおりとし、その施設の概要は、本書巻末「木更津市公共下水道施設等概要書」による。

ア 木更津下水処理場

イ 木更津市公共下水道事業による汚水・雨水ポンプ場（マンホールポンプ含む）

ウ 岩根ポンプ場

エ 東清団地汚水処理場

(4) 業務委託の範囲と内容

対象となる業務は以下のとおりとし、詳細は別に配布する「業務要求水準書・一般仕様書・特記仕様書」に示すものとする。

ア 下水処理場施設の運転操作、監視に関する業務

イ ポンプ場施設の運転操作、監視に関する業務（マンホールポンプ・岩根ポンプ 場合含む）

ウ 東清団地汚水処理場の運転操作、監視に関する業務

エ 水質等、環境計測に関する業務

オ 施設管理に関する業務

カ 設備の保守点検・修繕に関する業務

キ 物品の調達及び管理に関する業務

(5) 業務時間

通年、1 日 24 時間体制とする。

(6) 処理場内貸与施設の利用

業務の履行に必要な事務室等の諸室は、所定の室を貸与する。ただし、施設全体の光熱水費、通信機器等の設置及びそれらにかかる経費については受託者の負担とする。

(7) 履行期間

履行期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までは業務引継ぎ期間とし、引継ぎに係る経費は、受託者の負担とする。

- 2 引継ぎ期間内に適正な業務の引継ぎが完了しなかった場合は、前受託者と対応を協議し、決定するものとする。

2 担当部局等

(1) 契約事務・事業担当課

契約手続き及び資料の縦覧・現地施設の見学を行なう部局（以下「担当課」という。）は以下のとおりとする。

木更津市 都市整備部 下水道推進室

住所 〒292-0838 木更津市潮浜一丁目19番地1

TEL 0438-37-9504

FAX 0438-36-2742

電子メール gesuidou@city.kisarazu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kisarazu.lg.jp/>

3 見積書及び技術提案書作成に係る提示資料

見積書及び技術提案書作成に際し、市が提示する資料は以下のとおりとする。

(1) 配布資料

- ア 募集要領
- イ 評価基準
- ウ 業務要求水準書
- エ 様式集
- オ 委託契約書案
- カ 設計書
- キ 一般仕様書
- ク 特記仕様書

(2) 縦覧資料

- ア 木更津下水処理場（パンフレット）
- イ 施設一覧表
- ウ 業務報告書（令和3～7年度）
- エ 日報・月報（令和3～7年度）

4 受託者選定の手続き

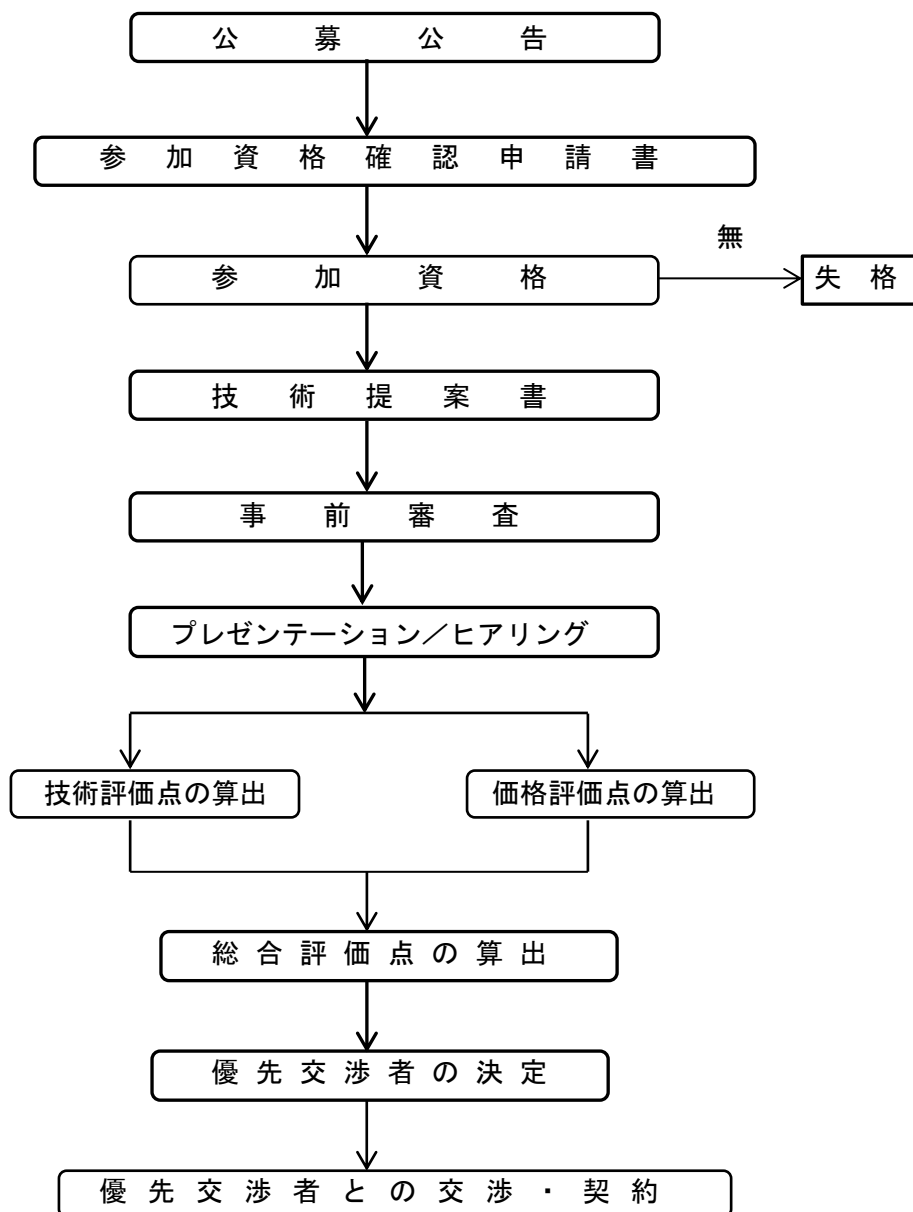
(1) 審査方式

当該業務委託は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザルによる随意契約方式を採用し、企画提案による技術面の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

(2) 受託者決定フロー

受託者決定までのフローは、図表－1 に示すとおりとする。

図表－1 受託者決定フロー



(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、図表-2 のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日等、木更津市の休日を定める条例（平成元年条例第 25 号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行なわない。

図表-2 契約締結までのスケジュール

1	公募公告	令和 8 年 8 月 24 日(月)～ 令和 8 年 9 月 4 日(金)
2	募集要領、業務要求水準書、評価基準、契約書案等の配布	令和 8 年 8 月 25 日(火)～ 令和 8 年 9 月 4 日(金)
3	設計図書等の縦覧及び現地見学会	令和 8 年 8 月 25 日(火)～ 令和 8 年 9 月 4 日(金)
4	本委託に関する質疑の受付	令和 8 年 9 月 4 日(金)～ 令和 8 年 9 月 11 日(金) 午後 5 時まで
5	質疑に関する回答期限	令和 8 年 9 月 18 日(金)
6	参加資格確認申請書の提出	令和 8 年 8 月 25 日(火)～ 令和 8 年 10 月 2 日(金) 午後 5 時まで
7	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 10 月 9 日(金)
8	技術提案書・見積書の提出期限	令和 8 年 11 月 27 日(金) 午後 5 時まで
9	技術提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 12 月 7 日(月)～ 令和 8 年 12 月 24 日(木)
10	審査結果等の通知	令和 8 年 12 月 25 日(金)
11	優先交渉者との協議	令和 9 年 1 月 4 日(月)～ 令和 9 年 1 月 28 日(木)
12	契約の締結	令和 9 年 1 月 29 日(金)

なお、上記スケジュールは応募者の応募資料提出の状況、審査の進捗状況等により若干変更する可能性がある。

5 応募者の参加資格

応募者は、当該業務委託を単一企業で受託できるもので、次の全ての資格要件を満たすこと。

(1) 資格要件

- ア 地方自治体で、現有処理能力 40,000 m³/日（日最大）以上（ただし、処理方式が、標準活性汚泥法又は嫌気・無酸素・好気法に限る。）のもので、水処理、汚泥処理を一連とする下水処理場（類似施設という。）の運転管理業務に関して、公募公告日時点において、過去 10 年以内に 2 年以上の実績を有すること。
- イ 下水道処理施設維持管理者登録規程（昭和 62 年建設省告示 1348 号）に基づく、下水道処理施設維持管理者登録を有すること。
- ウ 業務委託期間中、「総括責任者」として下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に定める資格を有する技術者を配置できること。また、運転管理等にかかる技術者（従事者）にあつては、特記仕様書第 20 条第 1 項（2）のア～キに示す法的資格相当以上を有する者を少なくとも 1 名以上配置できること。なお、「ク その他業務遂行上必要とする法令等で定められた有資格者」については、当該業務委託における参加資格要件ではないため注意されたい。
- エ 令和 8 年度木更津市入札参加資格名簿（委託）において、施設等運転管理他業務に登録が認められている者であること。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次の各号に該当しないものであること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者、又は当該入札日前 6 ヶ月以内に手形・小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - (エ) 受託者を決定するまでに、木更津市建設工事請負業者指名停止措置要領（昭和 61 年 3 月 14 日施行）に基づく指名停止措置又は、木更津市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者

6 公募参加資格の確認

市は、応募者の参加資格の確認を行なうために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1) 参加資格確認の基準日

参加資格確認の基準日は資格確認申請書類の提出期限日とする。

(2) 資格確認申請書類の構成

資格確認申請書類は以下のとおりとする。

- ア 参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- イ 下水道処理施設維持管理業者登録を証する書類
- ウ 過去 10 年間の維持管理実績（様式第 2 号）
- エ ウを証する書類（契約書写し等）
- オ 総括責任者届出書（様式第 3 号の 1）
- カ 配置予定資格保有者届出書（様式第 3 号の 2）

(3) 参加資格確認結果等

参加資格の決定は、応募者に対し、参加資格確認結果通知書により通知するものとする。

7 参加資格の喪失等

資格確認結果の通知後、「6 公募参加資格の確認」に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。また、資格確認申請書類に虚偽の記載をした場合も同様とする。

8 設計図書等の縦覧及び現地見学会

希望者に対して、本委託に係る図面及び施設一覧表（以下「設計図書等」という）の縦覧及び現地見学会を次のとおり行なう。

なお、申し込みについては、「設計図書等の縦覧及び現地見学会申込書」（第 5 号様式）に必要事項を記入し、2（1）担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。申し込みのあった希望者に対しては、調整のうえ指定日時を通知する。

ア 期 間：令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 4 日（金）まで。

（市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 場 所：2（1）の担当課

ウ 日 時：申し込み状況に応じて決定し、電子メールで通知する。

エ 参加人数：希望ごとの参加人数は原則、5 人までとする。

オ その他：縦覧に供する設計図書等の貸出し及びコピーサービスは行なわない。

（ただし、撮影は可とするが、本応募以外への使用は認めない。）

施設見学は、木更津下水処理場、東清団地汚水処理場及び岩根ポンプ場とし、移動時間を含め午前 9 時から午後 5 時までとする。

9 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和 8 年 9 月 4 日（金）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで。
（市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 質疑の方法

当該業務委託について質疑のある者は、書面にて 2（1）の担当課の電子メールアドレス宛に送信すること。送信にあたっては、表題に「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）に関する質疑」とすること。

原則として、持込、郵送、FAX、電話等による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの確認は担当課が行なうものとする。

ただし、電話による受理確認は差し支えない。

様式は、A4 判、右側に回答欄付きとし、縦・横の仕様は自由とする。文書のあて先は「木更津市長」とする。

なお、使用するソフトは「Microsoft Excel 又は Word」で作成すること。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答期限：令和 8 年 9 月 18 日（金）

イ 回答方法：回答期限までに、すべての質問書及び回答書をホームページ上で公開する。

10 技術提案書の提出

(1) 技術提案書の構成

応募者は技術提案書を作成・提出する。技術提案書の構成は以下のとおりとする。

図表－3 技術提案書様式

評価項目	小項目	部数	備考	様式
Ⅰ 業務の実 施方針	(1) 業務遂行の基本方針	8 部 A4 判ファイ ル綴じ。図 面等で A3 版 使用の場合 は、A4 判に 折り込むこ と。	応募者が特 定できるよ うな表現は 用いないこ と。	第 7 号の 1
	(2) 業務遂行能力・実施体制			第 7 号の 2
Ⅱ 各業務の 実施計画	(1) 運転管理業務に関する提案			第 7 号の 3
	(2) 保守点検業務に関する提案			第 7 号の 4
	(3) 修繕業務に関する提案			第 7 号の 5
	(4) 異常時・緊急時の体制、対 応に関する提案			第 7 号の 6
	(5) 委託終了時の引継ぎに関す る提案			第 7 号の 7
Ⅲ その他の 事項	(1) コスト縮減に関する提案			第 7 号の 8
	(2) 地元雇用・地元経済及び地 元振興に関する提案			第 7 号の 9

(2) 技術提案書の提出

技術提案書は、2 (1) 担当課へ期日までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。

ア 提出期限：令和 8 年 11 月 27 日（金）午後 5 時まで

イ 受付場所：2 (1) の担当課

ウ 提出部数：正本 1 部、副本 7 部、CD-R 1 部とする。

エ 技術提案書（様式第 7 号）の記載事項及び編冊

技術提案書における各評価の小項目ごとに作成すること。対応する様式は図表-3 のとおりとし、それぞれ A4 用紙 2 枚以内で記載すること。

なお、明示のための図表、実績等を明らかにするための資料等は最小限度の範囲内で添付しても良い。

技術提案書は、「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託技術提案書」を表題に「技術提案書指定番号」を表記した表紙を付すること。

表紙以外の提案書様式及び添付資料についても、企業名が識別できる記載を一切しないものとし、「参加資格確認結果通知書」記載の「技術提案書指定番号」のみを右肩に記載する。

技術提案書の編冊は、ファイルとして 1 冊に綴じるものとし、提案ごとにインデックスを付したうえで、提出しなければならない。

オ CD-R への格納条件は次のとおりとする。

・ CD-R：Windows フォーマット

・ 使用するソフト：Microsoft Office (Word・Excel)、又は PDF

11 見積書の提出期限

(1) 見積書の構成

応募者は、見積書を作成・提出する。見積書の構成は、様式集第 8 号様式のとおりとする。

(2) 見積書の提出

見積書は、2 (1) 担当課へ期日までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。

ア 提出期限：令和 8 年 11 月 27 日（金）午後 5 時まで

イ 受付場所：2 (1) の担当課

ウ 提出部数：正本 1 部とする。

12 プレゼンテーション・ヒアリング

技術提案書の内容・見積書について、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する。実施日時については、調整のうえ指定日時を通知する。

ア 日 時：令和 8 年 12 月 7 日（月）から令和 8 年 12 月 24 日（木）のうち 1 日
詳細な時間・場所等は、決定次第、2 (1) 担当課から通知する。

イ 時 間：1 社当たり、プレゼンテーションを 20 分以内、ヒアリングを 25 分程度、合計 45 分程度を予定している。

ウ そ の 他：参加人数は、1 社につき 5 名までとする。

説明は、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行なう。プレゼンテーション当日に提案内容を大幅に変更した場合、変更した内容については評価対象外とするため注意されたい。

13 参加資格の辞退

応募者は、契約締結までの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「参加辞退届」（様式第 6 号）を 2（1）の契約・事業担当課に持参すること。

14 技術提案書、見積書の審査

技術提案書・見積書については、非価格要素・価格要素の審査を行なう。

(1) 非価格要素審査

市は、技術提案書について、提案された内容が要求水準を満たしているか事前に確認し、書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

提出された技術提案書が要求水準を満たしていた場合、木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、プレゼンテーション・ヒアリングによって技術評価点を算出する。

(2) 価格要素審査

評価基準に基づき、価格評価点を算出する。

(3) 総合評価

(1) 及び (2) から総合評価点を算出し、総合評価点が最も高い者を優先交渉者として決定する。総合評価点が最も高い者が同点で複数あるときは、技術評価点が高い者を優先交渉者とし、技術評価点も同点の場合には、技術評価点の審査項目のうち「遂行能力・実施体制」、「運転管理業務」及び「修繕業務」の各評価点の合計が高い者を優先交渉者とする。なお、これら方法によっても優先交渉者を万が一決定できない事態となった場合は、当該提案者によるくじ引きにより決定するものとし、その詳細は応募者へ別途通知する。

なお、総合評価点のうち技術評価点が 6 割に満たない場合は失格とする。また、応募者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するものとし、いなかった場合は再度公募を検討する。

(4) 審査結果等の通知

技術提案等に対する総合評価の審査結果及び優先交渉者の決定結果については、令和 8 年 12 月 25 日（金）に書面により通知する。

15 契約の手続き

14（3）により、決定した優先交渉者と、委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には、別途、見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。なお、別途徴収した見積書に記載した見積価格がプレゼンテーション・ヒアリング前に提出した見積書に記載した金額よりも高い場合、失格とする。優先交渉者との契約が成立しない場合は、総合評価点の高い順位の提案者と交渉を行なう。

16 提出された図書類の取り扱い

市は、提出された図書類（作業を行う上で得られた記録等を含む）が著作物に該当するしないにかかわらず、当該図書類を複製及び改変することができる。また、技術提案書・見積書及び選定結果は、第三者から公文書開示請求があった場合、木更津市情報公開条例（平成 12 年条例第 4 号）第 7 条の規定に該当する場合を除き、原則開示の対象とする。

17 失格要件

応募者が次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 市又は他の応募者に対して、本プロポーザルに関する援助を直接的又は間接的に求めた場合。
- (2) 応募者が複数の提案をした場合。
- (3) 他の応募者の協力者であった場合。
- (4) 提出書類が、募集要領の提出方法に適合しない場合。
- (5) 提出書類が、募集要領に示された条件に適合しない場合。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (7) 他の応募者のプレゼンテーション・ヒアリングを参観又は聴講した場合。
- (8) プレゼンテーション・ヒアリング時に、応募者以外の者が出席した場合。
- (9) 参加資格審査の結果通知により、参加資格があると認められた者が、当該業務委託にかかる契約締結までの間に指名停止措置等を受けた場合。又は、公告・募集要領及び提出書類の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (10) 総合評価点のうち技術評価点が6割に満たない場合。
- (11) 別途徴収した見積書に記載した見積価格がプレゼンテーション・ヒアリング前に提出した見積書に記載した金額よりも高い場合。
- (12) その他公告、募集要領、評価基準に違反するなど、不適格と認めた場合。

木更津市公共下水道施設等概要書

1 公共下水道施設（令和 8 年 8 月現在）

【下水処理場】

所在地	木更津市潮浜一丁目 19 番
名称	木更津下水処理場
敷地面積	118,470 m ²
供用開始日	昭和 60 年 3 月 28 日
流入方式	分流式（一部、合流式）
処理方式	水処理：嫌気無酸素好気法 汚泥処理：貯留－脱水－場外焼却処分
	※令和 9 年度以降は全量堆肥化を予定
放流先	東京湾
水処理施設能力	32,950 m ³ /日最大
施設概要	場内ポンプ場
	分流汚水沈砂池 4 池 合流汚水沈砂池 2 池 分流雨水沈砂池 3 池 合流雨水沈砂池 3 池 ポンプ設備 立軸斜流ポンプ 3 台（分流汚水） $\phi 400 \times 90 \text{kw} \times 20 \text{ m}^3/\text{分} \times \text{揚程 } 16.8 \text{m} \times 2 \text{ 台}$ $\phi 500 \times 132 \text{kw} \times 30 \text{ m}^3/\text{分} \times \text{揚程 } 17.0 \text{m} \times 1 \text{ 台}$ 立軸斜流ポンプ 3 台（合流汚水、1 台予備） $\phi 400 \times 75 \text{ kw} \times 20 \text{ m}^3/\text{分} \times \text{揚程 } 14 \text{m}$ 立軸斜流ポンプ 2 台（合流雨水） $\phi 800 \times 170 \text{ kw} \times 80 \text{ m}^3/\text{分} \times \text{揚程 } 9.0 \text{m}$ 立軸斜流ポンプ 1 台（合流雨水） $\phi 1200 \times 450 \text{ps} \times 165 \text{ m}^3/\text{分} \times \text{揚程 } 8.5 \text{m}$
	分配槽 1 基 吐出槽 1 基 最初沈殿池 1 系 2 池、2 系 2 池 反応タンク 1 系 2 池、2 系 1 池 最終沈殿池 1 系 2 池、2 系 2 池（2 階層沈殿池） 消毒設備 1 系 1 池、2 系 1 池 送風機設備 1 系 ルーツ式ヘリカルブロワ $\phi 150 \times 13 \text{ m}^3/\text{分} \times 30 \text{ kw} \times 64.6 \text{kPa} \times 3 \text{ 台}$ 2 系 歯車増速式単段ブロワ $\phi 300 \times \phi 200 \times 90 \text{ m}^3/\text{分} \times 132 \text{ kw} \times 63.7 \text{ kPa} \times 2 \text{ 台}$
	汚泥貯留槽 2 池 汚泥脱水設備 ベルトプレス式脱水機 1 台 高効率スクリーブレス脱水機 1 台 自家発電設備 ガスタービン発電設備 一式

【中継ポンプ場】

所在地 木更津市畑沢字浜ヶ谷 1476 番 4
 名称 畑沢中継ポンプ場
 敷地面積 2,265.98 m²
 運転開始日 平成 4 年 4 月
 流入方式 分流式
 設備フロー 流入→流入ゲート→除塵機→水中ポンプ
 ポンプ能力 $\phi 250 \times 5.0$ m³/分 (18.5kw) × 2 台
 自家発電設備 有

所在地 木更津市畑沢四丁目 1028 番 1
 名称 畑沢第 2 中継ポンプ場
 敷地面積 268.66 m²
 運転開始日 昭和 50 年 4 月 (平成 4 年 4 月から公共下水道施設として供用)
 流入方式 分流式
 設備フロー 流入→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
 ポンプ能力 $\phi 100 \times 2.0$ m³/分 (11kw) × 2 台
 自家発電設備 有

所在地 木更津市かずさ鎌足二丁目 2 番 24
 名称 上総中継ポンプ場
 敷地面積 2,996.33 m²
 運転開始日 平成 6 年 4 月
 流入方式 分流式
 設備フロー 流入→流入ゲート→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
 ポンプ能力 $\phi 200 \times 4.1$ m³/分 (37kw) × 2 台
 自家発電設備 有

所在地 木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業施行地区内仮換地
 34 街区 1)
 名称 金田西中継ポンプ場
 敷地面積 1,530 m²
 運転開始日 平成 23 年 3 月
 流入方式 分流式
 設備フロー 流入→流入ゲート→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
 ポンプ能力 $\phi 250 \times 6.5$ m³/分 (75kw) × 2 台
 自家発電設備 有

所在地名	木更津市大久保六丁目 791 番 129
敷地面積	大久保第 1 中継所 88.55 m ²
運転開始日	昭和 50 年 4 月（平成 12 年 4 月から公共下水道施設として供用）
流入方式	分流式
設備フロー	流入→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
ポンプ能力	φ100×1.2 m ³ /分（5.5kw）×4 台
自家発電設備	有

所在地名	木更津市大久保五丁目 764 番 450
敷地面積	大久保第 2 中継所 115 m ²
運転開始日	昭和 50 年 4 月（平成 12 年 4 月から公共下水道施設として供用）
流入方式	分流式
設備フロー	流入→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
ポンプ能力	φ200×4.0 m ³ /分（22kw）×4 台
自家発電設備	有

所在地名	木更津市大久保三丁目 1432 番 209
敷地面積	大久保第 3 中継所 136.77 m ²
運転開始日	昭和 50 年 4 月（平成 12 年 4 月から公共下水道施設として供用）
流入方式	分流式
設備フロー	流入→スクリーン→破砕機→水中ポンプ
ポンプ能力	φ100×1.0 m ³ /分（7.5kw）×2 台
自家発電設備	有

所在地名	木更津市金田東二丁目 5 番 1
敷地面積	金田東雨水ポンプ場 22,855.01 m ² （調整池 18,454.95 m ² 含む）
運転開始日	平成 23 年 9 月
流入方式	分流式
設備フロー	流入→調整池→除塵機→水中ポンプ
ポンプ能力	立軸斜流ポンプ 237 m ³ /分（430kw）×2 台 水中ポンプ 6 m ³ /分（15kw）×1 台
自家発電設備	有

所在地 木更津市中島字焼野 2734 番
 名称 金田西雨水ポンプ場
 敷地面積 15,263 m² (調整池 11,200 m²含む)
 運転開始日 平成 30 年 6 月
 流入方式 分流式
 設備フロー 流入→調整池→除塵機→水中ポンプ
 ポンプ能力 立軸斜流ポンプ 194 m³/分 (330kw) × 2 台
 立軸斜流ポンプ 78 m³/分 (132kw) × 1 台
 自家発電設備 有

【マンホールポンプ】

No	施設名	設置場所	設置年度	能力			
				口径	動力	吐出量	台数
1	中央 1 丁目 MP	中央一丁目 3 番地先	H10.1	φ 50	0.4kw	0.07 m ³ /分	2 台
2	清川 MP	清川二丁目 17 番	H13.3	φ 150	11kw	2.28 m ³ /分	2 台
3	請西南 MP	請西南一丁目 6 番 2	H19.10	φ 65	3.7kw	0.3 m ³ /分	2 台
4	金田東 1 号 MP	金田東二丁目 32 番地先	H24.4	φ 150	11kw	2.7 m ³ /分	2 台
5	金田東 2 号 MP	金田東三丁目 23 番地先	H26.4	φ 150	11kw	3.72 m ³ /分	2 台
6	千束台 MP	千束台一丁目 21 番地先	H30.6	φ 65	0.75kw	0.159 m ³ /分	2 台

2 都市下水路施設

【雨水ポンプ場】

所在地 木更津市万石字蛭田 582 番
 名称 岩根ポンプ場
 敷地面積 10,047.00 m²
 運転開始日 昭和 53 年 7 月
 流入方式 都市下水路
 設備フロー 流入→流入ゲート→除塵機→雨水ポンプ
 ポンプ能力 立軸斜流ポンプ φ 1,100 × 150 m³/分 (270kw) × 1 台
 " " (400PS) × 1 台
 " " φ 1,500 × 320 m³/分 (800PS) × 1 台
 自家発電設備 有 (故障中)

3 その他施設

【地域污水处理場】

所在地	木更津市日の出町 100 番 22
名称	東清団地污水处理場
敷地面積	484.86 m ²
運転開始日	昭和 46 年 4 月（平成 12 年 4 月から、下水道推進室にて管理）
処理方式	全酸化方式（長時間曝気法）
設備フロー	流入→スクリーン→曝気槽→沈殿槽→消毒槽
ブロワ設備	3.5 m ³ /分×3 台

【マンホールポンプ】（雑排水用）

所在地	木更津市畑沢南六丁目 27 番 10
名称	畑沢南マンホールポンプ
運転開始日	平成 9 年 5 月
ポンプ能力	φ80×0.36 m ³ /分（7.5kw）×2 台